

議 会

9月1日から10月5日までの会期
市議会9月定例会の主な内容をお知らせします

問い合わせ 総務課 瀧口恵 ☎ (23) 0050

令和元年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定

令和元年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定が行われました。歳入は213億1831万1594円、歳出は205億3687万8165円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた歳入歳出差引残額は5億8575万2429円となりました。

一般会計補正予算(第7号)

令和2年度の7回目の補正で、4145万2千円を増額し、補正後の総額を271億2795万8千円としました。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業が中止または縮小となったことによる減額や、梅雨前線豪雨による市道および農業用施設の災害復旧費などの計上

公平委員会委員の選任

3人の委員のうち1人の任期が令和2年10月10日をもって満了となるため、山本坂衛さんが選任されました。委員は、市職員に対する不利

益な処分についての不服申立てや、勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を執るなどの役割を担っています。任期は4年間です。



山本坂衛さん (勝間田区) 再任

固定資産評価審査委員会委員の選任

令和2年11月15日の任期満了に伴い、次の3人が委員に選任されました。



加藤俊夫さん (川崎区) 新任



西川浩美さん (波津区) 再任



松本周治さん (坂部区) 再任

委員は、固定資産の価格に関する事項に関して不服がある人

から審査の申出があった場合に、その申出について審査し、決定する役割を担っています。任期は3年間です。

教育委員会委員の任命

4人の委員のうち、新たな委員として、池ヶ谷祐太さんが任命されました。任期は令和2年11月16日から4年間です。



池ヶ谷祐太さん (坂部区) 新任

この他、特別会計および水道事業会計の令和元年度歳入歳出決算が認定されました。

また、▼人権擁護委員の候補者の推薦について▼農業委員会委員の任命について▼牧之原市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例▼相寿園管理組合規約の一部を変更する規約について▼相寿園管理組合の解散について▼相寿園管理組合の解散に伴う財産処分について▼特別会計の令和2年度補正予算などが可決されました。

教 育

子どもの緊急避難場所
子ども110番の家

問い合わせ 学校教育課 中野拓人 ☎ (53) 2645

市では、登下校時の総合的な防犯対策として「子ども110番の家」との連携を推進しています。本年度から、子どもの緊急避難場所としての「ほっとな家」の名称を、全国的に使用されている「子ども110番の家」に変更しました。

「子ども110番の家」に登録されている協賛家庭には、各小学校から手引きを配布し、活動内容と対応方法について周知しています。また、子どもがかけこみやすい環境づくりとして、「子ども110番の家」の表示を道路から見えやすいところに掲げることをお願いしています。従来から使用されている看板や旗については、新しいものに随時変更しているところでは、

現在、市内では450軒の登録があり、子どもたちの見守りを支援しています。また、新しく登録して下さる人も募集しています。地域の皆さまには、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを見守っていただければ、よろしく願います。

問い合わせ

▼登録について 学校教育課 ☎ (53) 2645
▼旗の取り替えについて 学校へご連絡ください。



「子ども110番の家」の旗

防 災

防災は 備えと意識と 助けあい
地域防災訓練に参加しましょう

問い合わせ 防災課 増田真也 ☎ (23) 0056

12月6日の「地域防災の日」に、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら、市内各地区で地域防災訓練を実施します。

近年、防災訓練の重要性と繰り返しの訓練の大切さが再認識され、災害時には訓練に参加している人の生存率が高いといわれています。

自分と家族の命は自ら守る「自助」と、みんなで助け支え合う「互助」の取り組みを実践し、日頃から地域の防災力を高めるため、訓練に参加しましょう。

地域防災訓練の流れ

【12月5日(土)】▼午後7時30分 同報無線で訓練事前広報
【12月6日(日)】▼午前6時50分 同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ▼午前9時 訓練地震発生・訓練開始 サイレン1分間吹鳴▼午前9時5分ごろ 訓練大津波警報 同報無線緊急速報メール配信▼正午ごろ 同報無線で訓練終了のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止対策

▼参加者はできる限りマスクを着用する▼風邪症状などがある人は参加を控える▼参加者同士が過度

に密集することがないようにする▼高齢者は流行の状況によって参加を控える

緊急速報メール

訓練当日の午前9時5分ごろに、携帯電話またはスマートフォンに緊急速報メールを配信します。

【緊急速報メールとは】

気象庁が発表する「緊急地震速報」「津波警報」および「特別警報」、県や市町などが発表する「災害・避難情報」を、特定区域の携帯電話などに一斉配信する携帯電話会社のサービスです。

【注意】

①メール受信(鳴動)により不都合がある人は、事前に携帯電話などの電源を切ってください。設定によっては、マナーモードでも着信音が鳴ります。
③受信の可否、鳴動音などは個々の受信端末の機種や設定により異なります。詳細は各携帯電話会社に確認してください。
④市からの緊急速報メールは、他市町の区域にいると受信できません。また、他市町にいる場合には、他市町のメールを受信し

健 康

不妊治療費等助成金要綱を改正
コロナ禍における不妊治療費等助成金の特例について

問い合わせ 健康推進課 池田公子 ☎ (23) 0027

特定不妊治療費助成金

次の特例は、令和3年3月31日までに治療を終了した人が対象です。

【年齢要件の緩和】

①対象者 新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」)感染予防のため治療を延期した夫婦で、令和2年3月31日に妻の年齢が42歳であり、治療期間初日の妻の年齢が44歳未満の場合は申請できます。

②通算助成回数

コロナ感染予防のため治療を延期した夫婦で、令和2年3月31日に妻の年齢が39歳の場合、初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満であれば「通算6回まで」とします。

【所得判定の見直し】

①コロナの影響により所得が急変し、令和2年の所得が夫婦で730万円未満になると見込まれる場合は、令和2年の所得の推計で判定。
②コロナ感染防止のため治療を延期し、申請が令和2年6月から令和3年5月までとなった夫婦で、令和元年の夫婦の所得が730万円以上の場合、平成30年の所得で判定。
③コロナ感染防止のため治療を延期し、申請が令和3年6月から令和4

一般不妊治療費等助成金

次の特例は、令和3年3月31日までに申請をした人が対象です。

【年齢要件の緩和】

▼一般不妊治療 令和2年3月31日の妻の年齢が39歳で、コロナの影響で治療を延期した場合は、治療期間初日の妻の年齢を「40歳未満」から「41歳未満」に緩和します。

▼不育症治療

令和2年3月31日の妻の年齢が42歳で、コロナの影響で治療を延期した場合は、治療期間初日の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」に緩和します。

【所得判定の見直し】

①コロナの影響により所得が急変し、令和2年の所得が夫婦で730万円未満になると見込まれる場合は、令和2年の所得の推計で判定。
②コロナ感染防止のため治療を延期し、申請が令和2年6月から令和3年3月までとなった夫婦で、令和元年の夫婦の所得が730万円以上の場合、平成30年の所得で判定。